

平成23年12月甲良町議会定例会会議録

平成23年12月14日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 発議第13号 | 山田壽一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案) |
| 追加1 | 発議第14号 | 山田壽一議員宅等の不正取水に対し、刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を求める意見書（案） |
| 第3 | 議案第31号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第4 | 議案第32号 | 甲良町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例 |
| 第5 | 議案第33号 | 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第4号） |
| 第6 | 議案第34号 | 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第7 | 議案第35号 | 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第8 | 議案第36号 | 平成23年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第9 | 議案第37号 | 平成23年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第10 | 意見書第4号 | 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書（案） |
| 第11 | 意見書第5号 | 米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書（案） |
| 第12 | | 山田壽一議員の議員辞職願について |
| 第13 | | 委員会の閉会中における継続審査および調査について |

◎会議に出席した議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 西川誠一 | 2番 | 丸山光雄 |
| 3番 | 丸山恵二 | 4番 | 木村修 |
| 5番 | 金澤博 | 6番 | 宮寄光一 |
| 7番 | 建部孝夫 | 8番 | 藤堂一彦 |
| 9番 | 河上達次郎 | 11番 | 西澤伸明 |
| 12番 | 藤堂与三郎 | | |

◎会議に欠席した議員

10番 山田 壽一

◎会議に出席した説明員

| | | | |
|-------------|--------|----------|--------|
| 町長 | 北川 豊昭 | 教育長 | 堀内 光三 |
| 総務課長 | 山本 貢造 | 会計管理者 | 山本 昇 |
| 教育次長 | 金田 長和 | 産業課長 | 茶木 朝雄 |
| 企画監理課長 | 米田 義正 | 人権課長 | 中山 進 |
| 税務課長 | 建部 真理子 | 建設課長 | 若林 嘉昭 |
| 水道課長 | 茶木 作夫 | 住民課長 | 中川 愛博 |
| 保健福祉課長 | 川嶋 幸泰 | 学校教育課長 | 橋本 悟 |
| 図書館長 | 山本 一孝 | 呉竹センター館長 | 奥川 喜四郎 |
| 総務課参事 | 陌間 忍 | 社会教育課参事 | 池田 弥太郎 |
| 直売所準備室長 | 阪東 克美 | 長寺センター館長 | 大野 政士 |
| 子育て支援センター所長 | 奥村 晃子 | 第一保育園長 | 大橋 美智子 |
| 第二保育園長 | 大橋 富美子 | | |

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋 久和 書記 宝来 正恵

(午前 11 時 05 分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は 11 人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 23 年 12 月甲良町議会定例会 2 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6 番 宮寄議員および 7 番 建部議員を指名いたします。

ここで、7 日の本会議において請願第 3 号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める請願書について、山田議員の質問に対して紹介議員の西澤議員から回答書が提出されていますので、局長から報告させます。

局長。

○大橋事務局長 12 月 14 日付で西澤議員から 7 日、請願第 3 号が議題となった際、山田議員から質疑がありました件で、調べてからお答えしますと回答していただきましたので、今回報告書が提出されています。

本町における保育所運営費の国庫補助額でございます。平成 22 年度 113 万 6,070 円、22 年度 113 万 6,070 円、21 年度 205 万 7,245 円、21 年度は 205 万 7,245 円、平成 20 年度 201 万 9,460 円、20 年度 201 万 9,460 円、以上であります。

○藤堂議長 日程第 2 発議第 13 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第 13 号 山田壽一議員の辞職勧告決議（案）。

上記の議案を地方自治法第 112 条および会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 23 年 12 月 12 日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 藤堂一彦議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 木村議員。

賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 この発議は、西澤議員から提出されていますので、本案に対する提案説明を求めます。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、発議第13号 山田壽一議員の辞職勧告決議（案）について、朗読をして提案にかえさせていただきます。

山田壽一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）。

山田壽一議員には、かねてより町水道の不正取水（盗水）の疑惑が町民からの投書があり、うわさが流布していた。11月14日以降の町水道課の調査、とりわけ12月8日の調査において、盗水用のバイパス管の布設が発覚し、盗水の事実が明らかになったところである。

山田壽一議員は、父親がやったことで私は知らなかったとか、7、8年前にわかり、怒って撤去したなどつつじつまの合わないうそで言い逃れをしているが、11月14日の調査では量水器手前の止水栓を閉めても町の水道が出ていた。それも30分ほどたったところに何者か（山田壽一議員等不審な行動）によってバイパス管のバルブが閉められたから水がとまったとのこと。それ以降、11月28日の再調査時には一部に掘削の形跡（舗装が新しい）があり、水道は止水栓を閉めた直後に水がとまったとのこと、また、水道の使用量が半月もたたないのに通常の5倍になったという。

このことから、山田壽一議員（宅）は盗水にかかわっており、盗水を管理していたことは明白である。町の財産を食い物にする窃盗行為を30年間に及び平然と行ってきたことは極めて許しがたいことである。まして、公僕の議会議員としてあるまじき行為である。よって、山田壽一議員は今すぐ甲良町議会議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

平成23年12月14日。

甲良町議会。

加えて、私の提案に当たっての意見を申し上げておきます。

山田壽一議員の取材に対するそれぞれのコメントを見ますと、父親が盗水をしていたことを明かした段階で怒って撤去をしたと、こういうことを言っています。それと重なるような事実がございます。官製談合事件で、当初議長と当時山田壽一議員が務めていました。そのときに発覚をした段階で、野瀬主監に、山口透氏にテープをとられたことについて、何ということをしたんだということでは、その事実を明らかにすべき議員が明らかに盗水についてもしなかったということで重なってまいります。

そういう点では、潔くありませんし、その後のコメントでもつつじつまの合わないうそとして報道されています。そういう点でも、私はこの決議案をぜひ可決いただきたいと思えますし、ぜひご審議よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 西澤議員の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番 金澤議員。

○金澤議員 今、西澤議員が、議員辞職勧告決議（案）の中で、この本題と外れたようなことがございました。本来、辞職勧告決議（案）というのは、盗水問題ですね、取水問題に対する、ここに対する辞職勧告決議（案）であって、やはり官製談合疑惑とは何の関連もないようなことでありますので、今の内容は今の発言の中から本会議で削除してほしいです。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 金澤議員の質問にお答えします。

決議案の提案をいたしました。その後、お断りをして提案に当たっての私の考えを述べさせていただきました。盗水がわかった段階で父親をしかって撤去した。これは明らかにその段階で父親に自首をさせるか、こういう事実があったんだということで公にしなければなりません。こういうことと、そして、野瀬主監を怒ったことが、私としてはつながったんです。そのことを率直に述べただけでありますので、撤回するつもりはありません。

以上です。

○藤堂議長 ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2番 丸山光雄です。

山田壽一議員の議員辞職勧告決議（案）に賛成の討論をいたします。

私はこの決議案に対し賛成討論。私の職場、働いているところですね、工場は山田議員の自宅のすぐ近くで、私、仕事をしています。夏場になると、山田壽一宅の庭から一日中ふんだんするような水を流していることなどから盗水のうわさがありました。こんな犯罪は誰であっても許されるものではありません。山田議員は新聞記事によると、当選前後から盗水をやめたと言っているようですが、そうであれば町議会議員に立候補する時点で、実は父が、親が町の水道水を盗んでいましたと事実を明らかにし、父親を自首すべきだったのですね。それもせずに6、7年もたってから盗水を明かしたのでしかったなどと言っても全く信用ができません。

また、中日新聞の記事で、不正取水がわからなかったらええと思っていたけど認識が甘かったと話したとありますが、盗水がばれないようにしていたことがわかります。それはばれなかったら続けるつもりだったかとも受け取れますね。

この中には町民みんなの財産を不正に食い物にしたという一番大切な反省がありません。同じ長寺の人間が、しかも選挙で選ばれた議員がこんな情けないことを平気で続け、町政の重要な決定に参加していたと思うと腹が立つしかありません。

同じ記事の中で、議員となった6年間、支持者のために働いていないと言っていますが、議長を2年もやり6年間も議員をしていて働いていないという、つい本音を言ったのは、自分の利益ばかり考えていたからではないかと思えてなりません。

その上で、長年の間、盗水の疑惑がありながらしっかりと調査せず、町内に盗水疑惑をはびこらせてきた町行政の責任も重大であることを肝に銘じていただきたいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

5番 金澤議員。

○金澤議員 5番 金澤です。

私も賛成討論いたします。

マスコミ等の報道によりますと、山田議員の父親ですね、業者に頼んで私が工事を依頼したと、このように述べています。しかし、山田議員は、やはり水道料金の名義人であり、そしてまた、同居している家族の一員がやったということで道義的責任を感じて議長に辞職願を提出しています。

やはり議員たるもの、今、ここにほかの議員もいますけれども、職員強要と官製談合疑惑に絡んで恐喝未遂容疑で実刑を2年2カ月、2回も出た議員が辞職もせずにいるということが事実であります。

しかし、山田議員はみずからこの事実が明らかになった段階で、やはり清く身を引く。議員の出处進退をみずから決めるということで、こういう意思で辞職願を出したと私は思っております。そういう意味では、やはり議員はこうあるべきだと私は思いますので、山田議員の態度に対して、私は辞職に賛成したいと思っておりますので、私の賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

6番 宮寄議員。

○宮寄議員 私も賛成討論を述べさせていただきます。

今、私の前に発言された議員さんの中で、討論の中で、よもや私のことを言っておられるのかと察せられる部分がありましたが、当のご本人は不正取水の調査書にサインをなされていない。これはなぜか。クエスチョンマークが残ります。

それはさておき、山田議員の辞職勧告決議（案）について、今先ほど西澤

議員が説明の中で言われました、つじつまの合わないところというところで、父が業者を頼んで、父とその業者がやったという言い逃れの中で、業者の手伝いをしていたという情報もちらほら聞こえております。山田議員は辞職願を出して清らかにみずから進退を表明なされたと言われましたが、うそ偽りを隠して親のせいにしての辞職願ではないかと思うんです。潔い判断とは到底言い切れませんが、ここに書かれている窃盗行為を30年間に及び平然と行っていたことは、本人は確実に認識していたものだと思います。

よって、賛成討論にいたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第13号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第13号は可決されました。

8番 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 動議。私は、山田壽一議員宅等の不正取水に対して刑事告発、損害賠償など毅然とした対応を求める意見書を提出したいと思いますが、お諮り願いたいと思います。

(「賛成」の声あり)

○藤堂議長 ただいま藤堂一彦議員から提出された動議は、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りをいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議第14号 山田壽一議員宅等の不正取水に対し、刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を求める意見書（案）を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第14号 山田壽一議員宅等の不正取水に対し、刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を退出します。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

平成23年12月14日。

提出者 藤堂一彦議員。

賛成者 西澤議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 木村議員。

賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 この発議は、藤堂一彦議員から提出されておりますので、提案説明を求めます。

8番 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 失礼します。発議第14号につきましては、私が提出者になっておりますので、説明を申し上げます。

山田壽一議員宅等の不正取水に対し、刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を求める意見書（案）ということで説明をいたしたいと思います。

山田壽一議員には、かねてより町水道の不正取水（盗水）の疑惑について町民から投書があり、うわさが流布していた。11月14日以降の町水道課の調査、とりわけ12月8日の調査において盗水用のバイパス管の布設が発覚し、盗水の事実が明らかになったところである。山田壽一議員は、「父親がやったことで私は知らなかった」とか、「7、8年前に分かり、怒って撤去した」などつつじつまの合わないうそで言い逃れをしているが、11月14日の調査では量水器手前の取水栓をとめても町の水道が出ていた。それも30分ほどたったころに何者か（山田壽一議員など不審な行動）によってバイパス管のバルブが閉じられたから水がとまったということ。それ以後、11月28日、再調査時に一部の掘削の形跡（舗装が新しい）があり、水道の止水栓をとめた直後に水がとまったとのこと。また、水道の使用量が半月もたたないのに通常の5倍になったという。

このことから山田壽一議員（宅）は盗水にかかわっており、盗水を管理し

ていたことが明白である。町の財産を食べ物にする窃盗行為を30年間に及び平然と行ってきたことは極めて許しがたいことである。また、公職の町議会議員としてあるまじき行為である。さらに過去の事件ながら山田壽一議員（宅）以外でも不正取水の疑惑が議会で明らかになっており、改めて町行政の厳正な対応を求められている。この盗水を放置すれば、税と負担の公平確保の上で重大な障害となることは明らかである。

よって、以下の事項を毅然として処置されるよう強く要請する。

記。

1つ、山田壽一議員に対し窃盗罪、器物損壊罪の刑事告発、不正取水による甲良町の損害金の請求を行うこと。

2つ目、その他疑惑が指摘されている件で、法と条例に基づき厳正に調査し、不正取水が明らかになった場合毅然と対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日。

甲良町議会。

甲良町長 北川豊昭様。

以上であります。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番 金澤議員。

○金澤議員 藤堂一彦議員にお尋ねします。

ただいま山田壽一議員（宅）の不正取水に対し、刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を求める意見書（案）ということで出されましたが、私がちょっとお聞きしたいのは、この提案理由の中で、山田壽一議員（宅）となっているんですね。そして、また記のところで、山田壽一議員に対してとなっています。宅と議員というのは意味が違うと思うんです。なぜここでは宅になって、下のところでは山田壽一議員個人になっているんですか。その説明を求めます。

○藤堂議長 8番 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 説明申し上げます。

山田壽一議員（宅）というのは、既にバイパス管が公表されています。そして、ほかというのは、山田壽一議員以外でもあるのと違うかというような意味でございます。

以上です。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 1つ、抜けましたけれど、なぜこういうふうに、私は宅になって

いるから、この違いを私はあなたに聞いているわけですがけれども、それは次のときに一緒に答えてくれたら結構です。

というのは、先ほども私は賛成討論の中で言いましたけれども、マスコミ報道等によると、お父さんが私がやったと、こういうふうに表示されているわけですね。だから、今の段階では宅であっても、やったという本人は父親が自分で認めている。だから、その人に対して、例えば行政等が認めているのであって、言いかえたら、議会からそういう告発をせよというのならまだわかりますけれども、まだ、今水道課の方でも盗水の事実がまだ明らかになっていない、調査中だということが言っているにもかかわらず、ここで山田壽一議員に対して盗水とか、窃盗罪とか器物破損、刑事告発、これは時期尚早じゃないかと私は思うんですけど、どうですか。

○藤堂議長 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 お答え申し上げます。

先ほどの全協の場でも、盗水はほぼ確実だというような話であったというふうに思いますので、当然そのことを厳重に調査をして、した上で刑事告発せえという意味でございますので、お間違えのないように。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 この内容を見てもみますと、内容を調査してというのはどこにも書いてありませんね。そうしたら、やはり議員宅ということは、認めたお父さんに対してこういうことをしていくというのなら私も賛成しますが、こんな、行政が調査中であるということから、山田壽一議員に対して窃盗罪と、これはどうかと私は思うんですけども、その点はどうですか。先ほどから何べんも質問をしているんですけど、ちょっと矛盾を感じるんですよ。

○藤堂議長 一彦議員。

○藤堂一彦議員 説明します。

先ほども申し上げましたように、写真等を見る限りそれは事実であります。その事実を水道課の課長に申し上げたいのは、再度確認をしてという話であったんですけども、それを確認するまでもない、その写真そのものが確認事項だというふうに思いますので、こういうふうになりました。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 藤堂議員、私もこの取水の、盗水ということは、先ほどの水道課の説明でも十分理解しています。事実であったと私も思っております。要するに、本管から直接バイパスを通して自分のところの配管のところへ持っていったという、これは紛れもない、この写真を見たらわかります。

私の言っているのは、そのことと今の意見書は極めて内容が、なぜ今この宅に対して個人の名前を挙げてくるのか。そして、告発ならそういう状況証

拋がそろった段階で、とりあえず父親の方から、それはかたまった段階から認めているわけですから、そういうふうにとっていくのが普通じゃないかと私は言っているんですよ。だから、今ここで山田壽一議員が何をしたかということをはっきりしてからやっていくのが、本人はかかわっていないということで、私は新聞報道によりますとそういうふう読んでいたんですね。どうですか、その点は。ちょっと早いのと違いますか、この意見書。

○藤堂議長 藤堂議員。

○藤堂一彦議員 お答えします。

この、今意見書は、山田壽一議員も指していますけども、それ以外のことも指しておりますので、必ずしも山田壽一議員1人だけを指しているわけじゃございません。

以上でございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 そしたら、この意見書の案と少し外れてきますので、この1番の記の1のところ、山田壽一議員に対してという、この言葉は変えていただいて、山田壽一議員宅というふうに変える必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○藤堂議長 一彦議員。

○藤堂一彦議員 今の質問にお答えします。

今発覚したことは山田壽一議員がやったこと、議員宅であったことがわかったわけでごさいます、ほかにもここに、表題にも書いておりますように、山田壽一議員宅等のという、などというふうに書いておりますので申し添えておきます。

以上です。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 議長、私の質問していることを多分わかってくれると思いますけど、やはり意見書に対して個人が、まだ何も関与しているということが明らかになっていない段階でこういう名前を挙げてくる。ちょっとおかしいと思うんです。だから、宅なら宅で、宅で、誰をとということを、認めているお父さんをここに書くということなら私もわかるんですけど、ここでは宅と言いながら、こっちでは個人名を指してやっているわけ。先ほど言いましたように、行政の答弁は、今調査中と、そういうことですので、この辺をもう少し整理して答えてほしいと思います。

○藤堂議長 賛成者の中で、今の質疑に答えられる方、おられますか。

宮寄議員。

○宮寄議員 ここでは、先ほどから金澤議員が質問なされている宅にこだわっ

ておられますが、家族ぐるみでやっていた可能性もあるという意味合いもあります。それに、この1番の、なぜ山田壽一議員に対し、ここにこだわっておられると思うんですけども、名義人は山田壽一議員でありますから、まず、山田壽一議員からこのような意見書を出されてもやむを得ないのではないかと思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 山田議員自身がかかわっている事実がまだ明らかになっていない、そういう証拠を出してからやはりやっていくべきだと。やはりこれから本人じゃなくても家族の問題が含まれてくるんです。ということは、奥さんも含めて、父親の奥さんも含めて全家族がということになってくるんです、これから。ということは、これからこういう不正な事件が起きるたびに、過去父親がもしやった場合があったら、その息子も、知らなくても連帯責任でこういうふうにご告発されると、こういうふうになってくるんですね。だから、ここははっきりと、やった人に対する刑事告発、そういうふうにしていかないと、これからまた、今後明らかになってくるであろうというこの問題に対して行政も、その家族全部、同居人を告発するのか、そういうふうな議論になってくると思うんです。

だから、私がこだわっているのは、宅であるのならやった本人に告発するのが当然だと思います。そして、知らないという人に対して何のあれも、告発するあれがないと思うんですよ、権利は。人殺しをしても、窃盗しても、例えば父親がやっても息子がやらなかったら父親の犯罪になるわけです。そういうことで、やった本人を追及して、連帯責任であれば連帯責任の罪を問うていく。それが我々議会議員の務めだと思うんですけどね。これから、おそらくこういう問題は沢山出てくると思うんです。そしたら、そのときに、議会も行政もどう対応するのか。昔は親の名義であって、親がしたことに対して今現在子どもが名義人になっていた場合はどうするのかという議論になってくるんですよ。親がやったことやから私は知らんと言ったら、いま、おまえが名義人やで、水道料金はおまえの名義で払っているやないか、おまえにも責任がある、こんなとき刑事告発受けるんですか。そのことを私は言っているんですよ。

だから、これはやはり私は個人の名前は抜いて、明らかになった段階で新たに取り組んだらいいと言っているんです。だから、これは、宅と個人とは違うんですよ。

○藤堂議長 一彦議員。

○藤堂一彦議員 今の金澤議員に対してお答え申し上げたいと思います。

もう既に12日付であったというふうに思うんですけども、山田壽一議員

からは、その盗水があったということを認めて、したということを認めて辞職願が出ている、そのとおりであると思います。

(発言する者あり)

○藤堂議長 建部議員。賛成者の立場で。

○建部議員 いやいや。かみ合わない問答は、もうここで打ち切りをしてほしい。どうも今の言葉を聞いていますと、反対の討論じみた内容になってきていますので、それは討論の中ではっきりと金澤議員から言ってもらったらいし、また、提案者の藤堂議員も、ちょっと意味がはき違えて答弁しているような感じもしますので、ちょっとこの問答は打ち切りをお願いしたいと、お願いします。

○藤堂議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。11番 西澤です。

先ほど全員一致で可決をした議員辞職決議の中に、下の段のところ、このことから山田壽一議員（宅）は盗水にかかわっており、盗水を管理していたことは明白である。非常に断定した表現になっています。この括弧は山田壽一議員および宅であるという指し方であります。金澤議員が勘違いされておられると思いますのは、この議会が告発する問題ではありません。議会が態度表明をして、これは町長にこういう立場で臨むべきだと申し上げる立場であります。このことを受けて町長がどういう判断をするか、そして、司法がどういう判断をするかという問題が残っています。そのことを含めて議会がぼかす必要はない。つまり、この間明らかになった、決議でも明らかになりました、山田壽一議員がかかわっているというのも辞職勧告決議の中で全員一致で認定された問題であります。もちろん金澤議員が特定はしていない、家族の中の誰かということもありますし、家族外かもしれません。

しかし、この記者会見などで明らかになったように、山田壽一議員、あるいは宅、つまり父親というように本人および父親がみずから名乗っていますが、そういうことを含めたところでもありますから、記の1のところは、山田壽一議員は議員としての重い立場であります。そういう点で議会が態度表明をして山田壽一議員ということで特定をしてこうすべきではないのかという態度表明をする中に1、2が入っています。表題はかっこつきで宅も含んでなっていますので、そういう問題を含めての表題でありますので、そのことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○藤堂議長 ここで、質疑を打ち切りたいと思います。

今、金澤議員から申されておることも私もわかりますけれども、本当に建部議員が言われたように、討論めいた言葉でもありますし、また討論の中で

述べていただきたいと思いますし、また、これは意見書ですから、町長の判断で左右されるものでありますので、意見書として提出をするという話ですので、あとは町長の判断にお任せするというような形で質疑を打ち切りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 私は、くどくど先ほどもいろいろ言いましたので言いません。町長には、やはり意見書、もし仮に可決されても、先ほど私が言いましたように、これからこの問題が多分もっともって出てくるだろうと思います。その意味で、やはりやった、頼んだという人を特定して、その人に対するこういう刑事告発なり、損害賠償なり、訴えてほしい。そういうふうに私は思いますので。意見書自体は出してくれて結構です。

しかし、私はこの文面に対しては賛成できませんので、反対討論といたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

私は、日本共産党議員を代表して賛成討論を行います。

山田壽一議員の不正取水がテレビ、新聞で取り上げられたとき、ちょうど1年前の12月9日、官製談合百条調査委員会の委員長報告を決議したときを思い出していました。その年末のある新聞に、このような不正を生んだ甲良町の土壌の一新が求められるという記者のレポートが発表されました。今年3月、関係者を官製談合罪で刑事告発するところまで進み、そのうちの1人である山田前議長宅で、今度は町の上水道水を長年にわたって盗んでいたことが明るみになる展開となりました。まじめに働いてきた人々から見れば、自分の町の水道水をバイパスを取りつけて自由勝手に使えるように盗むという発想そのものが思いつきません。しかも、町政で重要な位置を占める議会の議長を務めながら平気で盗水をやり続けられることに驚きと怒りは隠しようがありません。これは、この間の歴代町政の対応の鈍さ、甘さがあったことも事実として受けとめるべきだと考えます。

2004年当時、3件の盗水事例が特定して報告されましたが、対応が甘かったので私たちは住民監査請求を行い、盗水窃盗罪、器物損壊罪で厳正に告発すべきという監査結果が出されましたが、わずかな過料だけで刑事告発などは見送られました。その決断を鈍らせた理由の1つに、この3件だけではない大量の盗水者がいるとみられることでした。当時、世帯全員を対象に順次訪問し、蛇口をあけ、止水栓をとめる調査を行うよう再三質問しましたが、ついに実行されませんでした。行政の方から赤信号、みんなでわたれば

怖くないを執行させてしまったのだと私は考えます。

ある方が、今回の事件で電話されてきました。もう嫌だ、我慢の限界だ、家も土地も置いて甲良町から出ていく決断を友人がしたという内容でした。一方、ある方は、今が大掃除のチャンスや、町職員は胸を張って疑惑のところは調査してほしいと言っていました。

先ほど述べた3件以外の1件は、M議員と名指しされ、疑惑のまま解明されずに終わっています。具体的な証拠、事実関係がわかった事案は毅然として調査権を発動すべきだと考えます。

町民世論は、今、官製談合問題以上に強くはっきりしています。不正を許すなどの方向を示しており、町長はじめ町幹部が勇気を持って進むならば、必ずや誇りの持てるまちにつくり直すことができると確信しています。否定的な側面が目につきがちな甲良町ですが、圧倒多数の町民が真っ当に毎日を暮らし、まともな良識の通る甲良町政を強く望んでいるものと思います。何よりも未来の子どもたちに誇れる甲良町と地域を手渡すために、その願いに我々議会も町職員も応えて、利権や不正に対し、それを正そうとする大きな流れがあるのだというメッセージを今こそ送ろうではありませんか。

私は、そのことを心から呼びかけて賛成討論の結びといたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

追加日程第1 発議第14号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

藤堂一彦議員から提出された発議第14号 山田壽一議員宅等の不正取水に対し、刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を求める意見書(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第14号は可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時25分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3 議案第31号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第4 議案第32号 甲良町消防団等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第5 議案第33号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第4号)について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

賛成討論にあたりまして、以下何点かにわたり当議員団の意見を述べさせていただきます。

1つに、歳入の部でふるさと購入村整備事業債という固有名称ですが、北川町政の基本姿勢ともかかわる名称の変更が既にされています。それは山崎町長が進めた過大な事業から大幅縮小して、せせらぎの里甲良整備事業に切りかえたこととも矛盾する呼び名は速やかに変更する必要があります。

2つ目に、歳出の部で、ミカンの苗木150本を各農家に配布するというものですが、果物栽培の中長期の育成、出荷方針を策定して展望を示してほしいと思います。そうでないと、各農家任せになりかねません。また、いつごろになれば直売所の事業ベースに乗せることができるのか、展望も持つことができなくなります。わずかに30万という金額ではありますが、果物生産の種類を増やすという計画につなげ、有効に活用することを申しておきたい

と思います。

3つ目に、町営住宅の修繕にかかわって、建てかえ計画の実行がとまっている現在、緊急に修理する必要があるところ、これは住まいを保障するという人権の重要部分を政治が保障する大事な事業だと考えますが、これを含めどれだけの規模で、どのような基準で臨めば対応できるのか、予算規模はどのようなものか。早急に住民の声をもとに調査し、冬場のしのげる緊急修理にも対応していただきたいと思います。

4つ目に、放射線測定器を購入するということですが、緊急時の対応はもちろんですが、放射線の放射能の不安に応え、作物や地域の測定も対象にし、活用体制の確立も図っていただきたいと思います。

5つ目に、最後に、来年度の予算編成に当たっては、不正をなくして安心して住み続けられる甲良町をとの中心的なコンセプトを具体化し、何よりも町民の暮らしとなりわいを直接応援する予算、農業支援、子育て応援、これらの予算を求めるものであります。これらの予算の充実を求めるものであります。

以上の意見をもって、私たち日本共産党は、国民、町民にとって主人公の政治を求めて、北川町政に対しては町民にとっていい施策には推進し、よりよいものが実現できるように支えてまいります。そして、不公正で間違った施策には反対を貫いて頑張ります。

以上の意見をもって、本補正予算には大きな問題がないものと判断し、賛成討論といたします。

以上です。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第6 議案第34号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

昨今、国民健康保険の制度についてはさまざまな問題点が指摘をされ、その中心的には国の国庫補助を大幅に減らしたことで各事業体、各地方自治体の運営が困難になっており、その困難を町民の負担増という形で乗り切る方向が全国でも問題になっています。今回の補正予算については若干の項目がありますので賛成をいたしますが、来年度の予算、一般会計からの繰り出しを増やして国民健康保険税を引き上げなくてもいいように、また、不況やその他、生活困窮者に対しては手厚い減免制度の活用と、そして、徹底を図っていただくよう、要請をいたしまして、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第7 議案第35号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 本会計の予算は、本予算で私たちは反対をしてまいりました。後期高齢者の医療制度は、年齢によって差別をする。制度そのものが大変問題の大きい制度であります。

しかし、今回の補正予算は若干の内容でありますし、補正予算の範囲限定ということで賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第 8 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 3 6 号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 3 6 号は可決されました。

次に、日程第 9 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度甲良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 3 7 号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 3 7 号は可決されました。

次に、日程第 1 0 意見書第 4 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第 4 号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書（案）。

地方自治法第 1 1 2 号および会議規則第 1 4 条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日。

提出者 西澤議員。

賛成者 藤堂一彦議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 木村議員。

賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 本意見書については、西澤議員から提出されていますので、西澤議員から提案説明を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、お手元に配布されています意見書（案）を朗読しまして提案にかえさせていただきます。

保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書。

少子化が進み、子育て不安を抱える親が増える中で、保育所には仕事と子育ての両立支援に加えて、地域の子育て支援の拠点としての役割も求められている。

一方、長引く不況の影響もあって、保育所待機児童が激増しているが、各自治体での保育所整備をはじめとする待機児解消策は思うように進んでいない現状がある。すべての子どもたちの発達権を保障するために、国・自治体が保育、子育てに責任を持つことがますます重要になっている。保育所運営費は、保育所最低基準を維持するために国が支出する義務的経費の国庫負担金であるが、平成16年度から公立保育所にかかる保育所運営費が一般財源化された。その結果、全国の自治体で保育所経費の主として人件費が削減され（日本保育協会の平成19年4月調査）保育士の非正規や公立保育所の民営化が進み、保育環境が低下しているとの報告もある。これに対し、民間保育所の運営費については平成15年12月の政府与党6者が引き続き国が責任を持つと合意した経過もふまえて維持されてきた。

ところが、住民税の年少扶養控除廃止に伴う増収分に関する政府内の論議で保育所運営費、国庫負担金を廃止して全額地方負担として増収分を充てる案が浮上している。保育所では地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって最低基準を地方条例で定めることとなり、保育保障のナショナルミニマムが維持されなくなる懸念が出ている。これに加えて、国が保育所運営費を廃止すれば、地方の財政事情に左右されて保育予算が十分確保されず、保育環境に地域格差が生じることとなり、結果として子どもの発達権が保障されなくなる。

よって、国においては全国どこの自治体においても保育所最低基準を満たした保育の実施ができ、すべての子どもたちの発達権が保障されるよう、以下の事項について強く要望する。

記。

1、保育所運営費国庫負担金を廃止せず、国の責任で必要十分な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 藤堂与三郎。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣あてであります。

加えて、本議会の冒頭で議長が報告いたしましたように、本町の国の国庫負担分の受ける金額は、100万から200万の範囲であります。既にこの分は減らされ、これは広域化に対する補助であるそうですが、それ以外でも既に順番つぎに減らされています。その上この負担金が廃止されるということがないように私たちも声を上げていきたいと思っておりますので、ご賛同よろしくをお願いいたします。

- 藤堂議長 西澤議員の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですので、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

- 丸山光雄議員 賛成討論を行います。

保育所は将来の子どもたちには大事な学習のもとですので、ぜひともこれは廃止しないようにしていただきたい。賛成討論といたします。

- 藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

- 藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第4号は可決されました。

次に、日程第11 意見書第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 大橋事務局長 意見書第5号 米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

平成23年12月14日。

提出者 西澤議員。

賛成者 藤堂一彦議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 木村議員。

賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 本意見書については、同じく西澤議員から提出されていますので、西澤議員から提案説明を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 請願文と同じであります。末尾のところ、甲良町の課題を加えて甲良町からの意見書ということ、強調したつもりでありますので、よろしくをお願いします。

それでは、案文を読み上げます。

米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の放棄と、日米地理協定の見直しを日本政府に求める意見書（案）。

今年1月に沖縄県の国道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し、死亡させる事件が発生しましたが、3月に那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を公務中を理由に不起訴処分にしました。

また、昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、公務中を理由に米軍属は不起訴処分となっています。このような米軍関係者による事故・事件において、それが公務執行中であれ、公務外であれ、罪を犯した関係者を日本の法律で厳正に裁けるよう、日米地位協定を抜本的に改正せよの声が、沖縄や山口をはじめ、全国で広がっています。日米地位協定で日本が第一次裁判権を有する公務外の米兵犯罪にかかわり、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがないとする1953年9月に日米間で交わした密約について、今年8月26日、外務省はその文書の存在を認めました。

同時に外務省は、これは当時の担当者の一方的、政策的発言に過ぎず、日米関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され裁かれている旨の見解を示しました。

しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2010年に起こった米兵軍属、家族による犯罪の一般刑法犯（自動車における過失致死傷を除く）の起訴率は11.7%で、日本全体における起訴率42.2%に比べて極めて低い状況にあります。米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約を日米間の密約として認め、そ

れを破棄することが強く求められています。そうでなければ、これまでと同様に治外法権的な日米関係が続き、日本国民の人権は著しくじゅうりんされます。

これは日米地位協定によって1年に6週間、米軍基地となる饗場の演習場を抱える滋賀県でも切実な課題です。我が甲良町においても等しく人権を尊重するまちづくりを進める上でも解決をしなければならない重要な課題だと考えます。

よって、本町議会は下記の事項が速やかに処置されるよう、強く要請します。

1、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」を破棄し、日本の司法で裁くこと。

2、日米地位協定の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月14日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議会議長 藤堂与三郎。

内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣あてであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 西澤議員の提案説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 こういうのは許せないということで賛成討論に入ります。

やっぱり相手がどこであろうと、大きなところであろうと、こういったことは、悪いものは悪いと、人権を尊重する意味でも賛成の討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第5号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって意見書第5号は可決されました。

次に、日程第12 山田壽一議員の議員辞職願の件を議題といたします。
山田壽一議員の辞職願を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 辞職願。

私、山田壽一は、このたびの一件において、家族の中の1人が甲良町に大変ご迷惑をかけたことをおわびし、町会議員という立場において責任をとり辞職させていただきます。

平成23年12月12日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

甲良町議会議員 山田壽一。

○藤堂議長 お諮りをいたします。

山田壽一議員の議員辞職を許可することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、山田壽一議員の議員の辞職を許可することに決定をいたしました。

山田壽一議員の辞職願が許可されました。

山田議員は本日欠席のため、通告することができません。したがって、今日付で許可願を郵送いたしますので、その許可書を局長に朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 甲議第108号 平成23年12月14日 山田壽一様。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

辞職許可について通知。

平成23年12月12日付で提出された辞職願は、平成23年12月14日の本会議において許可することに決定したので通知します。

○藤堂議長 ここでお諮りをいたします。

ただいまの山田議員の議員辞職が決定されたことにより、大滝山林組合議員に欠員が生じました。大滝山林組合の臨時議会はあす開催される予定と聞いております。また、今後の私たちの任期中には議会等の予定はないとのことであります。

よって、大滝山林組合議員については急なことで準備等もできないので欠員のままでいきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、大滝山林組合議員については、今任期中は欠員ということに決定をいたしました。

次に、日程第13 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各常任委員会からの申し出のとおり決することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月7日の開会の今12月定例会、本日をもちましてすべて終了いたしました。今議会に提案をさせていただきました議案7件についても、7日の開会時に活発なご審議もいただきました。そして、本日すべての議案がご承認もいただきました。ご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、平成16年から平成20年の任期のときに、議員定数を削減する、そういう議員提案がされました。ちょうど私と西澤議員がその議案には反対をいたした覚えがございます。これは、それぞれの地域の住民代表が甲良町全体を通して建設的な意見、あるいは地元の皆さんの貴重なご意見を議会を通じて行政に意見を申し上げ反映させるという建前からいくと、議員定数の削減はいかかなものかというようなことでしたが、残念ながら多数決によって14から12に、次の選挙からするというようなことになりました。

したがって、平成20年1月に執行されました選挙においては、初めて定数12名という形での選挙が執行されました。当然当選の最低得票は非常に厳しくなり、結果的には12番目の人が330票、次点が325票。非常に厳しい選挙を戦い、そして、その結果、皆さんが、そうした厳しい選挙の中をくぐり抜けて皆さんが当選をされました。そのことによりまして平成20年2月5日から来年の2月4日まで、1期4年、皆さんに、そして当時は私にも住民は託された。そのことにより12人が一生懸命頑張っただけでも甲良町をよくしようと、そういう思いで頑張ってきたのではないかな。このような思いをいたしております。

が、しかし、平成21年の7月9日に執行された入札、14日臨時会での

契約議決、これをめぐっているいろんな問題が発覚したのを皮切りに、新聞紙上をにぎわす非常に残念なニュースがマスコミの皆さんによって報道が繰り返されてきた、非常に残念やな、そういう思いをしておりますが、その間、兼業禁止や実質的オーナー、そういうこともあって失職に追いやられた議員、あるいは、病気のために急死をされた議員、そして、私は選挙のことで失職、辞職をさせていただきました。その後、職員が自殺する、そういう悲しい出来事もございました。そして、せめて最後ぐらいは皆さんしっかりと議論をしてもらって、甲良町の議会、立ち直りつつあるなという姿勢を見せていきたいな。そういう思いをしておりますが、残念ながらきょうも大変な議論がございました。不正取水という大きな事件、行政としてもこのことについては担当課から報告を受けながらしっかりと判断をさせていただいて、町民の皆さんにもお知らせをするという大きな責任もございます。そして、最後に、残りもうわずかという中での議員辞職、そういうこともございました。

が、しかし、一つ一つ今後はそうした不祥事や、あるいは大きな激震になる、そういうことのないすばらしい議会になるよう、そして、そのためには行政も精いっぱい頑張る、そういう姿勢で臨んでいきたいなというように思っております。

来年の1月24日には町会議員選挙が執行されます。今まで一生懸命頑張ってきた方、今期を持って退任される方もいらっしゃいます。大変ご苦労さんでございました。しかし、再度告示日には立候補して次の4年間、町民の付託に応えて頑張ろう、そういう方々も沢山いらっしゃいます。次の任期には、本当に甲良町の議会は変わったと言われるような、そういう姿になっていただくことも期待をいたしたい。そのような思いをいたしております。

非常にいろんなことで現在注目されています。官製談合疑惑については3月17日に行政として地検に告発もいたしました。その件についても現在地検の方で捜査を続けていただいております。したがって、それがいつの時期にその結果の報告ができるのか、私にも今のところはわかりませんが、手続を通して着々と捜査は続いているということだけご報告を申し上げておきたい。このように思います。

どうぞこれから年末にかけ、また、来年1月になると非常に大寒になって寒い時期になります。その時期に選挙もございますが、体をご自愛いただいて、そして、しっかりと体力を蓄えて頑張りたい。このような思いをしております。長い間、この1期4年、大変ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもって平成23年12月甲良町議会定例会を閉会をいたします。

(午後 2時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 宮 寄 光 一

署名議員 建 部 孝 夫